

タブレット持ち帰り時の確認事項

- (1) 端末等は学習目的以外での利用は禁止です。通信容量や接続先を確認することがあります。
- (2) 端末等の第三者への貸し出しは禁止です。家庭内でも学習者以外は利用できません。
- (3) 持ち帰り期間終了後は必ず学校に返却してください。
- (4) 家庭において責任をもって管理し、紛失、故障した場合はすぐに学校に連絡してください。
- (5) 端末を紛失、または破損させてしまった場合には、教育委員会より通知されている「横浜市立学校における新教育情報ネットワーク等端末利用ルール」をもとにご家庭で負担していただく場合があります。
- (6) 家庭における充電、通信料はご家庭の負担となります。
- (7) 学校が指定する方法以外で機器を使用すると、有害サイトへ繋がってしまう恐れがあります。必ず、指定された学習方法で活用してください。
- (8) 端末の利用による情報漏洩等、利用者が発生した損害については利用者の自己負担となります。学校及び教育委員会は責任を負いません。
- (9) 学校でも使用します。充電された状態で持たせてください。